

有機 J A S 認証適合資材登録支援事業実施要領

第1 目的

経営として成り立つ有機農業の確立に向けて、国際水準の有機農業を拡大するため、「有機農産物の J A S 規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書」に基づく評価・登録を行う資材（以下「有機 J A S 適合資材」という。）を増やすことで、有機 J A S 農産物認証申請を行う有機農業者の負担軽減を図り、環境創造型農業推進計画（第2期）に定める有機農業取組面積の目標達成を目指す。

第2 事業内容等

1 事業内容

県内で生産する堆肥等有機質資材について新たに有機 J A S 適合資材の評価・登録を行う取組に必要な以下の取組とする。なお、事業の実施にあたっては、以下の（2）の取組を必須とする。

- （1）有機 J A S 適合資材（適合リスト掲載資材）の登録に必要な講習会への参加。
- （2）有機 J A S 適合資材の評価・登録。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、県内で生産する堆肥、有機質肥料、その他天然物質由来の土づくりに資する資材の生産者とする。

なお、肥料生産者については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条に基づき登録を受けている者又は第22条に基づき届出を行っている者とする。

第4 事業対象経費等

1 対象経費

- （1）登録に必要な講習会等の参加に必要な経費
参加費、テキスト代、参加旅費等
- （2）資材等の評価・登録に必要な経費
評価・登録料、実地検査員旅費、資材分析費、書類送料等

2 補助率

補助率は定額とし、補助金の上限は、1事業実施主体あたり5万円とする。

第5 事業計画の策定の手続き

1 事業計画の作成

- （1）事業実施主体の長は、有機 J A S 認証適合資材登録支援事業実施計画書（以下「事業計画書」という。）（様式1号）を作成し、事業実施主体の主たる生産拠点を所管する県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）に提出する。
- （2）県民局長等は、（1）により提出のあった事業計画書について内容を審査し、適当と認める場合は、農林水産部長に協議する（様式2号）。
- （3）農林水産部長は、（2）により協議のあった事業計画書について内容を確認し、異議のない場合は、県民局長等に対し、その旨を通知する（様式3号）。

(4) 県民局長等は、農林水産部長から(3)通知があった場合は、事業実施主体の長に対し、当該事業計画の承認を通知する(様式4号)とともに、その写しを農林水産部長に送付する(様式5号)。

2 事業計画の変更

事業実施主体の長は、第5の1(4)で承認通知のあった事業計画に、次に掲げる事由が生じた場合は、第5の1に準じて計画変更を行うものとする。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 経費の区分ごとの金額の30%を超える変更
- (3) 事業計画期間の延長
- (4) 事業の中止又は廃止を行おうとする場合

第6 事業の実績報告

- 1 事業実施主体の長は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、実績報告書(様式6号)を作成し、県民局長等に報告するものとする。
- 2 県民局長等は、事業実施主体の長から前項の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合はこれを受理し、その写しを農林水産部長に提出する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月1日から施行する。